



日本の女性支援における売春言説の批判的検討：
「自己決定＝自己責任」／「社会構造」に着目して

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科 現代システム科学専攻 社会福祉学分野 公開日: 2025-02-27 キーワード (Ja): 売春言説, 女性支援, 自己責任 キーワード (En): prostitution discourse, Japanese women' s support, self-responsibility 作成者: 武子, 愛, 児島, 亜紀子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/0002002536

日本の女性支援における売春言説の批判的検討

— 「自己決定 = 自己責任」 / 「社会構造」に着目して—

武子 愛¹⁾ 児島 重紀子²⁾

1) 元大阪府立大学大学院生

2) 大阪公立大学大学院現代システム科学研究科

要 旨

本研究では、「自己決定／自己責任」と「社会構造」を二律背反の概念として捉え、社会福祉・女性支援における売春言説が、かかる二律背反にどのように絡め取られてきたのかを批判的に考察した。その結果、論者たちは売春および性産業従事について、自由意思による売春を否定する売春観を有していたことが明らかになった。自己決定による売春は、当事者の「自己責任」と接続され、その代わり売春が社会構造の問題であるとする視点は捨象される。他方、論者たちのあいだには、売春の動機が好奇心や遊興費欲しさなどであったとしても、当事者が性搾取や暴力など急迫した状況に陥ればニーズに応じた支援が行われるべきという発想は見られなかった。このことから、本研究では、社会福祉・女性支援論者らが、個人責任を強調する「新」自由主義的イデオロギーを内面化していることを指摘した。

キーワード：売春言説、女性支援、自己責任

1. はじめに

1956年に売春防止法（以下、売防法とする）が施行されて以来、日本の女性福祉・女性支援の中心を担ってきたのが旧婦人保護事業（現女性支援事業）である。当該事業では、旧根拠法である売防法にいう「要保護女子」のほか、ドメスティック・バイオレンス（以下DVとする）被害女性、障害のある女性や帰住先のない女性、性暴力被害女性など、これまでも多様な主訴を持った女性たちを支援してきた。2022年5月には女性を包括的に支援するための新法である「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、困難女性支援法とする）」の成立を見、これによって旧婦人保護事業は売防法から切り離されるはこびとなった。

では日本において売春問題は過去のものになり、旧婦人保護事業が売春と無関係になったかといえばそうではない。困難女性支援法は行政と民間団体との連携を明記しており、民間団体には福祉に未だつながっていない女性たちへのアウトリーチが期待されている。そこでは売春および性風俗従事に関わる女性たちを対象にした活動も期待されている。これまで多くはなかった売春および風俗従事関連ケースがこれから増加する可能性もある。

本研究では上記の問題関心に立脚し、女性支援が今後売買春問題とどう切り結び、女性たちをどう支援していくべきなのかを検討する目的で、社会福祉領域の先行研究から日本の女性支援における売春言説の変遷とその背景にある思想を考察する。具体的には女性支援における売春観の時代的変遷を3期に区切って検討し、そ

のなかで提示された主張や言説の特徴を明らかにすることで、論者たちの売春観や支援意識を浮かび上がらせる。

さらに、本研究では、売春言説を編成した論者たちがいかなる論理的隘路に陥ったかについても分析の俎上に載せる。そのために、社会構造的不正義と自己責任を論じたアイリス・マリオン・ヤングの理説を補助線として用いることにする。

売春言説の変遷に関連する先行研究としては、多田良子（2009）、丸山里美（2021）がある。多田（2009）は、50年代、60年代、70年代、80年代における売春女性に関する雑誌記事を比較すると、70年代が際立って多く、その語られ方は「主婦売春」「少女売春」など売春行為が揶揄の対象であったことを指摘した。また、丸山（2021）は、特定の婦人保護施設のケース記録から、売春、DVなど女性のどのような困難に焦点が当たるかは時代によることを明らかにした。しかし、これまで売春言説そのものの変遷を検討した研究は管見の限り見当たらない。

また、ヤングの理説をなぜここで用いるかについても、簡潔に説明しておきたい。ヤングは、「自己責任と社会構造的な関係は二元論的で、相互に排他的なカテゴリーである」と述べ（Young, 2011=2014:18）、ある事象に関して社会構造が当該事象の要因でないならそれは自己の責任に帰せられ、社会構造が要因であるなら自己の責任ではないと考えられていることを示した。

かかる「自己責任」は「自己決定」とある種のカップル概念として機能しており、「自己決定」する者は行為の結果を引き受けるという意味での「自己責任」を負う。これを公準化したのがほかならぬ自由主義であるが、このイデオロギーが人びとの間に無批判に植え付けられていることを、児島亜紀子は批判的に言及している（児島 2002）。なおこのカップル概念は、自己決定を支援の理念として重要視するソーシャルワーク=社会福祉援助界限においても同様に受容されており、現場ではこれまでも「自己決定には自己責任が伴う」という「誤認」に由来するジレンマが生み出されてきた（児島 2002）。本稿ではこの「自己決定=自己責任」と「社会構造」を二律背反の概念として捉え、論者がかかる二律背反にどのように絡め取られてきたかをも注視していく。

2. 本研究において用いる時期区分

本稿においては、売防法が制定されてから現在までを3つの時期に区切った。すなわち、売防法が施行された1956年から婦人保護事業廃止論⁽¹⁾が起きた1980年までの「外在的要因重視期」、1980年から2000年までの「女性支援縮小抵抗期」、それ以降の「複合要因発見期」である。

以下、各時期になされた議論の特徴を簡潔に記す。「外在的要因重視期」においては、売春は社会問題であり、その原因は女性を売春に追いやる社会構造にあるという論調が支配的であった。もっとも、本人の状況に特段の事由がなく加えて違法性の意識が欠落している場合は、処罰もやむなしといった主張も根強く見られた時期である。続く「女性支援縮小抵抗期」は、1980年に婦人保護補助廃止論が取り沙汰され、婦人保護に関する予算編成に影響を与えたこと、2000年にDV防止法によって当時の婦人保護施設にシェルター機能が付与されたことなどを背景として、旧婦人保護事業のアイデンティティが危機に瀕した時期である。この時期の議論の特徴としては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、風営法とする）、特に個室付浴場業に対する批判的言説が活発化していたことを挙げることができる。このほか、性風俗産業に向かうことに対する女性たちの心理的ハードルを下げるようなメディアや宣伝のあり方に対する危機感が強調されていたことも特筆すべきであろう。3番目の「複合要因発見期」は、女性たちが売春に至る理由は多様であり、いくつかの要因が複合的に組み合わさっていることや、売春が見えづらくなっている一方で、その実害が女性の生

活のさまざまな局面に及ぶことが明らかにされた時期であった。また、われわれが考えている以上に売買春は身近にあり、売春に関わる女性の実数はデータに表れる数字よりもはるかに多いことを示唆する研究が目立ったのも、この時期の特徴である。

また、詳しくは後述するが、日本の旧婦人保護事業がその当初から有していた根源的な課題についても付言しておく。そもそも事業の初期から、旧婦人保護の支援対象となる売春ケースは、決して多くなかった。しかしながらこのことは、日本国内で売春が行われていないことを全く意味しない。売春（の斡旋や勧誘）は売防法で処罰の対象となっているものの、その隙を突くような形で、風営法は「個室付浴場業」等を定めており、ここが売春の温床となってきたことは周知の事実である。すなわち、日本では売防法と風営法という2つの法が図らずも共犯関係を構築し、その結果事実上公娼制度が容認されている。旧婦人保護事業は、かかる法の建て付けの「歪み」のなかで、売春を行う女性の抱える困難に立ち向かわねばならなかった。この点がまず、旧婦人保護事業の抱える宿痾の根本にあったといえる。風営法の存在ゆえに見えにくくされている売春事案への支援に加え、2000年以降、旧婦人保護事業は新たにDV被害者支援にも対応せねばならなくなった。これまで、必要となる財源もスタッフも十分に措置されぬまま、なんとか現状のスタッフの間で「やり繰り」し、ニーズの異なる利用者に対峙してきたというのが女性支援現場の実態である。これらのことをまず、売春問題と旧婦人保護事業をめぐる議論の前提として、押さえておく必要があるものと考えられる。

3. 女性福祉領域における売買春言説

以下では、前節で紹介した3つの時期区分にしたがい、各時期にどのような議論や主張が展開されたのかを、その背景にも留意しつつやや詳しく見ていくこととしたい。

(1) 外在的要因重視期（1956年～1980年）

この時期に登場した言説群は、社会構造への視点が明確に打ち出された一方で、自らの意思で売春をする者への懲罰的な眼差しが残る両義的なものであった。

社会福祉領域で女性福祉を論じた最初の論者は五味百合子である。五味は売防法開始期から売買春を個人の意思の問題ではなく社会との構造でとらえようとしていた。五味によれば、売春を行う者には貧しい農民や都市の不安定所得者層の出身者が多い。売春現象と売春婦の存在は、貧困と失業という労働者階級の状態を前提とする近代社会に必然のもの（五味 1967）であり、売春問題は社会問題の一つにほかならない。かような五味の見解は、売春と社会構造をリンクさせる主張の典型例ともいえるだろう。

このように、売春を個人の問題ではなく社会構造からくる問題とするとき、矛盾を孕んだ存在になるのが、違法性の意識も被害者意識も希薄な、自らの意思で売春を行う女性たちである。なにゆえに彼女たちの存在は問題なのであろうか。これに関しては、彼女たちの「転落防止」のためには、本人による違法性の意識が必須であるとした主張（野坂 1975）や、「享楽本位の」売春には同情すべき点がないとする主張（佐藤 1976）を見るとよい。ここから、彼女たちを「矯正」すべき存在と見なし、更生のためには本人の自覚が欠かせないとする一般社会の通念と、その通念を認容する支援者らのまなざしを感得することができよう。

確かに、この時期、データは売春に関わる女性たちの動機が変化していることを現している。1964年には28.2%であった、好奇心などの理由による売春は、1970年には55.2%と半数を占めるようになる（五味 1973）。五味もまた、この傾向について、売春問題を「社会構造的に捉えようという固定化した把握を根本からゆさぶる」（五味 1973：287）ものだと危機感を露わにしていた。五味にとって、売春を行う女性とは、やむにやまれぬ事情があってその仕事に入った者である必要があった——彼女たちを売春に誘い込んだのは、ほかでもな

い、女性から教育や雇用の機会を奪い、貧困に陥りやすい状態にしているわれわれの社会「そのもの」であるのだから。

このように、この時期には、売春は社会構造が原因であるとする見方と、自らの意思によって売春に足を踏み入れた者に対しては懲罰もやむなしとする見方との両者が併存していたのである。

なお風営法をめぐる批判もこの頃から見られる。1966年には個室付浴場業が風営法の管理下に入っている。この点について野坂（1975）は、1970年代前半に増加していた個室付浴場業を管理売春と位置づけ、売春が複雑化・立証困難化しているとし、新たな規制の必要性を指摘した。

野坂の主張からもうかがえるように、この時期の女性福祉論者は、法律による規制や処罰によって、社会から売買春そのものを撲滅させるべく、実効性のある法規制が行われることを期待していたといえる。

（3）女性支援縮小抵抗期（1980年～2000年）

1980年には婦人保護事業補助廃止論が起こる。その後も1995年に婦人相談所の必置義務の廃止の方向性が検討される（片居木 1996）など、しばしば旧婦人保護事業は窮地に立たされてきた。加えて、1990年代にはセックスワーク論（たとえば青山薫や川畑智子の主張など）⁽²⁾と性の自己決定論（たとえば宮台真司の主張など）が登場する。このように、売春関連ケースの減少に伴う旧婦人保護施設の存続危機に加え、セックスワーク論と性の自己決定論が登場してきたことで、女性福祉領域の研究者たちは旧婦人保護事業の存続をかけ、女性たちを売春に向かわせる社会構造を明らかにしようとしていた。

セックスワーク論と性の自己決定論は、自由売春容認論（山田 1995）、自由意志論（片居木 1992）と呼ばれ、売春の本質や売春に向かう社会構造を不可視化させるものとして女性福祉領域からは批判されていた。論者たちは、女性たちの売春の背景として、経済的な理由とは別に、結婚の失敗（五味 1987；堀 1995）、家出（五味 1987）、家庭内の不和（五味 1987；林 1995）、学校教育からの離反、不安定就労による疎外感（林 1995）など複数の要因が存することを明らかにした。論者たちは、たとえ売春に関わった直接的な動機が好奇心など、本人側の自由意思に由来していたとしても（五味 1973）、そこに至るまでには本人が責めを負うべきでない生活上の困難が影響していることを主張した。彼らの主張の根底には、「たとえ本人が自由意志でその道を選んだように見える時でも、売春は、実はなんらかの強制の結果」（林 1995：196）であるとする見解や、「『好きでやっている売春』『主体的選択の結果の売春』などほとんどありえない」（山田 1995：15）とする考え方が横たわっている。論者たちは、これらの本人の自由意志による売春は、外在的要因重視期では処罰もやむなしとしていたが、女性支援縮小抵抗期では、その自由意志に生活上の困難が働いていることを指摘したのである。

また、性風俗業従事や売春など、性の商品化に女性たちを向かわせる追い風となるのが、性の商品化⁽³⁾を美化して伝える古典演劇や文学作品（五味 1994）、同様に美化した内容を報道するマスコミ（片居木 1992）である。性の商品化に関連して、林は、「利用される本人が悪い」「しっかりしていなかったから（本人が悪い：引用者註）」という否定的な意見が巷に流布しているとし（林 1995：195）、ともすれば自己責任論に絡め取られてしまいがちな世論を批判している。

そしてこれらの性の商品化を推し進めるのは、産業として成立する、風営法下の性風俗業の存在があるからにはかならない。片居木英人（1992）は、売防法の理念と対立するものとして個室付浴場業を位置づけ、この全面廃止の必要性を指摘するとともに、行政や警察が個室付浴場に売防法を適用しようとしないうる消極的な姿勢を批判した。また、太田由加里（1995）は、ストリップ劇場、モーテル、アダルトショップ等の増加と並んで、性風俗関連営業ではない、ツーショットダイヤル、ブルセラショップなどの営業形態も増えていることを

指摘し、売防法での検挙件数が減少しても、売買春は実質的に増加していることを厳しく批判している。

こうした論者たちは、売防法による保護が減少している理由として、風営法による性交類似行為によるサービスや、売防法・風営法の両法に該当しない性的サービスを扱う店舗の増加など、性の商品化が従来にも増して横行している現状があるためだと主張した。

遊ぶお金のための売春であればそれは「個人責任」であり、そこになぜ社会福祉が関わるのかとする一般的認識（片居木 1992）は、すでにたびたび存続の危機に瀕していた女性福祉をますます窮地に追いやることになる。上述の一般通念は、売春問題を社会問題に接続させることを拒むものであったため、女性福祉に関わる論者たちは、売春が純粋な自由意思の結果でないことを強調することで世間の偏見に抗おうとしていたといえるだろう。それほどまでに、「売春は個人の責任」だという世間一般の声は大きく、人びとの先入観は強固であったのである。

（4）複合要因発見期（2000年～）

2000年、DV防止法の適用により、旧婦人保護施設はDV防止法のシェルター機能を担うようになった。この時期は、売春形態の多様化、ピンクチラシなど性産業の情報が簡単に入手できること（堀 2008）といった、売春を取り巻く社会的要因がさらに複雑化し、その結果、売春問題の本質がさらに見えにくくなった。これを受けて、何人かの論者は、売春がデータ上の数字に現れ難くなった（増淵 2001；堀 2008）ことを強調していた。加えて、2003年以降は、旧婦人保護事業においてDV被害者支援関連の予算が中心となり、このことと連動して、DVケース以外の問題（むろん売春関連ケースはその筆頭であった）は相対的に後景に退くことになっていた（堀 2008）。

そのようななか、女性福祉に携わる論者たちは、数字に現れにくい売春の複合的な背景を探り、ケースそのものが沈殿し不可視化していく理由を検討していた。たとえば、堀（2008）、増淵（2001）は経済的理由のほか、精神的問題や性的問題を抱えた女性が自らの力でそれらの問題を解決することが困難な場合に、生活破綻の一形態として売買春を行う危険性が高いとした。論者たちは、従来の調査では顕在化しない形で売春が存在しており、しかもそれは想像以上にわれわれの身近にあることを具体的に示していった。

なおこの時期においても、風営法への批判は継続して行われた。2006年には風営法の改正によって「性風俗関連特殊営業」が風営法に位置づけられ、ソープランドなどの届け出に関する規制が強化された。この法改正は『「性を売り物にする」業』（堀 2008：84）を対象として、違法営業を排除すると謳うものの、売買春の取締りや撲滅を意図しておらず逆にこれらを容認するものであるとして、さまざまな論者からの批判が集中することとなった。

ところでこれまで社会福祉学領域ではセックスワーク論に対する反応が希薄であったが、2000年以降、法学分野から本格的なセックスワーク論批判が見られるようになった。ここでこの間の動きを若干整理しておきたい。

たとえば若尾典子（2004）は、売春女性を被害者とみなす婦人保護は、女性を貞淑な存在に留めおこうとする性道徳主義を温存したとする一方、セックスワーク論は男性の性行動や業者の問題に踏み込まないとして、双方共に性の二重基準⁽⁴⁾を批判できていないと指摘する。また、中里見博（2007）は、売春を行う女性たちを搾取する業者の問題を取り上げ、一時的かつ部分的な性的使用権が同意のもと売買されているに過ぎないものまで「もっぱら売られる客体」（中里見 2007：46）と捉えることは無理があると、自発的な性労働の存在を認めている。その一方で、中里見は、「売買される女性の身体の性的使用権sexual right to use woman's bodiesは、女性の身体の性的濫用＝虐待権sexual right to abuse woman's bodiesと実態的に区別がつかない」

（中里見 2007：56）とし、その一時的かつ部分的な性的使用権の売買自体を否定した。若尾、中里見のいずれも、買春する男性及び業者として女性を管理するもの、つまり女性身体をコントロールする権力をもつ側を批判しているにとらえられる。彼らの、売春および性風俗産業を否定的にとらえる態度は、社会福祉領域の売買春に対する態度とも共通する。

2010年代に入ると、新たなトピックとして、トラウマと性風俗産業従事経験との関連が論じられるようになる。小澤千咲（2014）は、心理学分野において、セックスワーカーたちの「外傷体験」について、質問紙調査とインタビュー調査の双方からアプローチし、彼女たち自身が気づいていない外傷体験があることを示した。そのうえで、小澤（2014）は彼女たちへの心理的支援の必要性を指摘した。小澤が指摘したようなトラウマケアについては、女性福祉領域をはじめとする社会福祉の支援現場でも、近時注目されてきている。今後は性被害・性虐待のサバイバーやDV被害者、性風俗産業従事経験者などへのケアをめぐる、当事者のトラウマをいかに緩和していくのかが、社会福祉領域で中心的な課題の一つになっていくことが予想される。

4. 考察

（1）「自己決定＝自己責任」／「社会構造」をめぐる

1）売買春に関する支配的な言説の変容

ここまで、日本の社会福祉・女性支援における売春言説の変遷を辿ってきた。その動きをここで簡潔に振り返っておく。

1950年の売防法施行とともに、女性たちが売春に関わる背景を社会構造から把握しようとする動きが強まる。しかしながら売春施行当時から売春に関連したケースは多くなく、またこの頃すでに貧困事由以外で売春に関わる女性たちの存在が顕在化しており、論者たちはそのような女性たちに対する有効な法規制を期待していた。1980年には売春関連ケースの少なさから、婦人保護事業廃止論が起こる。この時期の研究者たちは、売春に向かう直接的な理由が貧困でなかったとしても、社会構造によって生じる女性の不利益が依然としてあることを主張していた。加えて、論者たちは、1990年代の日本において性の商品化が進み、これが女性たちを売春に誘う大きな要因であることを指摘した。2000年に入ると、旧婦人保護事業に占めるDV被害者支援の比重が高まったことで、売春および性風俗産業従事関連ケースがますます不可視化されていく。そのなかで、論者たちは、売春の複合的な背景や、ケースそのものが不可視化されている理由を検討し、その結果、売買春に関わるさまざまな実害が依然として深刻であり、その被害は現在も拡大していることを浮かび上がらせてきたといえる。

2）個人の責任か／社会の責任かをめぐる言説の攻防

性風俗産業に従事する（あるいは性風俗産業のもと、いわば合法化された形で売春を行う）女性たちは、風営法によって身体を国家権力に管理され、労働法制から阻害／周辺化され、一般女性から差異化されスティグマ化されている状況にある。このことを、女性福祉に関わる論者らはどのようにとらえてきたのであろうか。彼らははたして、ヤングのいう自己責任／社会構造の二律背反を認識していたのか、あるいはまた、この桎梏に気づいたうえで、ジレンマを意識的に乗り越えようとしていたのか、以下ではその点について考察したい。

これまで述べてきたように、1956年から一貫して根底に流れ続けていた売春観は、あくまでも自由意思による売春を否定し、女性が諸事情により「やむをえず行った」場合のみを救済の対象とするものであった。繰り返すように、女性側の自由意思による売春を、当該女性の「自己決定」であるものと措くなら、それは必然的に「自己責任」に接続する。そこに社会構造の問題を見いだす余地はない。かように、売春の結果生じた問題

をあくまで個人で解決すべき事柄として観念するならば、そこに「社会問題」や「生活問題」といった概念は不要であり、要保護性も福祉ニーズも同様に捨象される。かかる売春観が支配的であることは先述したが、これを論者側も追認してきたのが、日本の女性福祉言説の一つの特徴だといえるだろう。こんにちまで続く、「社会構造」を売春「事由」と強固に結びつけようとする女性福祉研究者による身振りは、そのことを示しているといえるのではないか。

売買春＝自己責任という世間の通念を、女性福祉研究者らも内面化していたがゆえに、彼らは、性風俗産業が一般化して売春のハードルが下がることを懸念していたのだともいえる。その結果、自らの意思で売春に向かう女性が増えたなら、もはや社会構造の「被害者」でも「犠牲者」でもない彼女たちは、支援に値しない者と見なされてしまうということを、論者らは危機的にとらえてきたと考えられる。

しかしながら、そもそもこれは福祉ニーズの有無を売春の動機によって判断しようとする、間違っただロジックである。そこには、「自身の意思で売春を始めたのであっても、福祉ニーズがあれば支援する」という発想は見られない。これまでみてきたように、女性福祉論者は売春女性の「自己責任」論に陥ることを避けるため、社会構造が売春の原因であることを強調していたが、それは論者自身が、「自己決定＝自己責任」というイデオロギーの土俵の上に乗って議論しているということの意味する。このカップル概念を前提としている以上、必然的に「売春は自主的ではなく、やむにやまれず行った」ということを強調しなければならないのである。しかしながら、たとえ動機が遊興のための売春であっても、そこで搾取や暴力などの被害が起きたときには当然ながら支援の対象となり、そこに自己責任論が入り込む余地はないはずである。

もう一つ、根本的なこととして、売防法が「場合によっては、当該女性が性風俗産業従事をしたまま、店舗による搾取など、現在直面している困難に対する支援を受ける」という建付けを持たない法であることも挙げておきたい。旧婦人保護事業が売防法に依拠している以上、売春を行っている「要保護女子」は「保護」の対象となる。ここで保護するということは彼女から売春を遠ざけることにほかならず、それが救済の前提でもある。

また、支援に際して当事者の個人責任を問うことが、そもそも妥当なのかという疑義も生じる。売春に際して、女性の自己決定が仮にあったとしても、その結果生じたことはすべて当事者の自己責任であり、よって支援対象にならないと考えるのは、DV防止法における被害者支援が加害男性を婚姻の対象に選んだ女性の責任を不問に付していることと対照的であり、整合性がない。

以上のように、成人女性の自己決定を重視する女性福祉の現場も、アカデミアも、個人責任を異常に重視する「新自由主義的」自己決定論にひきずられてしまう傾向が強く、このことにより、字義通り当事者の「自己決定を尊重した支援」からは遠ざかる結果を招くことが懸念される。この点については、支援者自身が改めて省察する必要があるだろう。

もともと売春女性の支援は、ソーシャルワークにおける「ケアとコントロール」機能のような、「統制的」な働きがややもすれば強く出る領域である。支援にかかわる者にはそのことの自覚が強く求められる。売春女性支援に見られる上述のような特質に鑑み、AOP⁽⁵⁾に代表されるような、当事者とのパートナーシップや批判的省察が重視されるアプローチを、今後いっそう模索する必要があると考えられる。

（２）性風俗産業に従事した女性たちへの応答責任

１）女性福祉の研究者たちによる沈黙が意味するもの

本稿の通奏低音として、売防法と風営法の共犯関係が旧婦人保護事業の支援に影を落としていること、また自己決定＝自己責任というイデオロギーを、福祉研究者たちも内面化してしまっていることを述べてきた。こ

ここまで分析してきた、女性福祉に携わる研究者の主張のなかには、性風俗産業に従事する女性たちが、「ふつう」の労働者となり得ない⁽⁶⁾ ことに対する批判が含まれていなかったことを付言しておきたい。同様に、論者たちからは、性風俗産業従事者が、それ以外の仕事に就いている女性たちに比してスティグマ化されていることに対する批判や異議申し立ての声も特段挙げられておらず、性風俗産業に従事する女性たちの職歴を「キャリア」として認められるようにするためのアイデアや、彼女たちの労働者としての権利を保障するための提案等も見られなかった。

女性福祉の研究者たちは、おそらく、売春を根絶させたいと考えており、売春がなくなることによって、性風俗産業従事者が個人事業主として働くがゆえに労働法上の権利を獲得できない弊害や、一般社会から差異化されスティグマ化されるような被差別経験もなくなると考えていたのではないだろうか。

しかしながら仮に、売買春に対し、時間をかけて廃絶していく方向を取ったとしても、今現在性産業従事や売春で生計をたて、その生業からすぐには離れられない当事者の存在を看過することはできない。彼女たちが直面している生活上の困難に対しては、適切な支援を行うことが不可欠である。この点に関連し、以下の項では性風俗産業従事経験のある女性たちに対し、社会は（そしてわれわれは）いかなる責任を負い、あるいはどのように応答すべきなのかを掘り下げてみたい。

2) わたしたちの応答責任

宮本節子（2012）が述べるように、性を買う側、すなわち買春者の処罰は社会が売買春問題に責任を取る際の一つの方法である。とはいえ、性風俗産業や売春に関わる女性たちを取り巻く労働環境や数々の生活問題は、買春者処罰によって直ちに改善されはしない。とすれば、彼女たちの抱える問題の緩和・除去のためには社会の（あるいはわれわれの）「何が」変わることが求められるのだろうか。

フレデリック・デラコステラ（1987=1993）が行ったシアトルの調査において、売春に携わる者がその仕事を選んだ理由として挙げられていたのは「金、刺激、独立、融通性」（Delacoste at al., 1987=1993: 215）であった。ここからもわかるように、売春する者のなかには、自分が望む就業形態に売春が合致しているという者が確かに存在する。このほか経済的には困っていないが、人間関係の貧困にやりきれなさを覚え、自分が受け入れられる場所を探した結果、性風俗産業従事に至る者もいる。彼女らに共通していることは、就労の機会や地域社会などからの疎外であり周辺化である。かかる状況において、彼女らの「そのとき」のベストな選択が性風俗産業従事であることも十分考えられる。

以上のことを踏まえつつ、ここで、社会構造的不正義と自己責任を論じたヤングの理説を参照したい。ヤングは、「自己責任と社会構造的な関係は二元論的で、相互に排他的なカテゴリーである」と述べ（Young, 2011=2014: 18）、それに代わる第3の道を提示している。それは、「不正な結果を伴う構造上のプロセスに自分たちの行為によって関与するすべての人びとが、その不正義に対する責任を分有する」（Young, 2011=2014: 144）ことである。

ヤングは、手頃で適切な住宅が見つからずにホームレスになった女性のことを例に挙げ、彼女がホームレスになったのは政府による公共政策や投資の問題だけでなく、住宅購入者たちの選択や嗜好にも影響を受けているとする（Young, 2011=2014: 98）。そうである以上、ホームレス状態に陥った当該女性に対しては、政府や住宅市場関係者のみならず、住宅を購入した者／購入する者／これから購入しようとする者たち全員が応答責任を負っているとヤングは考えるのである。

また、ヤングは、他者に比べて限られた選択肢しか持てないような特定の立場にある人びとが、剥奪と支配に曝されやすくなってしまいうような構造上のプロセスに、自分たちが加担していないか、自分自身に問うこと

の重要性を提起している（Young, 2011=2014：103）。

ヤングの問題提起を、自分自身に引きつけて吟味することが必要であろう。性風俗産業従事者を選択した女性たちは、この「私」と同程度に豊富な選択肢からこの仕事を選んだのだろうか。旧婦人保護施設を利用していた売春および性風俗従事経験者の多くは、家庭的には恵まれておらず戻る家もなく、家族も友人も、仕事もお金もないという、社会的に疎外された状況に置かれていた。その場合、性風俗産業を選ぶことが難しくないと容易に想像がつく。そのような、本人に責任のない社会的孤立状態には、どのような人であれ陥る可能性がある。かくしてわれわれは、もしかしたら〈彼女〉は自分だったかもしれないという可能性とともに、〈彼女〉が就いたかもしれない就労先の一つに、この「私」が就いてしまっているのではないかという可能性に思い至る。いうなれば〈彼女〉の選択肢を奪っているのはほかならぬこの「私」ではないかという可能性に目を開かれたとき、〈彼女〉は自分と無関係な他者ではなく、ひょっとしたら〈彼女〉は「私」だったかもしれない者であり、その選択には「私」も倫理的な責任を負っていることが自覚される。つまり、〈彼女〉の選択肢を奪っているかもしれない「私」たちは皆、〈彼女〉に対する応答責任を負っているのである。ここから、われわれは〈彼女〉の選択肢を増やしていくことについて応答責任を負うという結論が導かれる。

しかしながら、倫理的責任を提示したのみではソーシャルワークの仕事としては不十分であろう。これまで旧婦人保護事業が行なってきた、性風俗産業から離脱することを望む人たちへの生活再建のあり方を今後も提示し続けていくのはもとより、女性支援に何らかの理由から繋がれず（あるいは繋がらず）、性風俗産業に従事している人びとが安全に従事できる環境を整備していくことも、今後は視野に入れていく必要があるといえる。

5. おわりに

女性支援における売春観を3期に分けて分析した。「外在的要因重視期」では、売春ケースも多くはなく、自己決定からの売春は処罰もやむなしとされていた。女性支援の予算削減が検討された「女性支援縮小抵抗期」では、論者たちは自由意志による売春などなく、風営法によって合法的な売春の温床が増加していることを指摘した。DV予算が拡充された「複合要因発見期」では、売春は数字に表れなくなっているが、生活破綻の一形態であることが主張されていた。また、論者たちは売春および性産業従事について、自由意思による売春を否定する売春観を有していたことが明らかになった。自己決定による売春は、当事者の「自己責任」と接続され、その代わり売春が社会構造の問題であるとする視点は捨象されることになった。このような、「自己決定=自己責任」と「社会構造」を二律背反の概念として捉える言説は、結局のところ新自由主義的イデオロギーを無批判に追認したものであるといえる。本研究は社会福祉領域の研究者の売春観の変遷から、研究者たちに内在化された新自由主義と売春の関連を見出した点に新規性がある。

他方、論者たちのあいだには、売春の動機が好奇心や遊興費欲しさなどであったとしても、当事者が性搾取や暴力など急迫した状況に陥れば、当然「福祉ニーズ」は出来するのであり、そこではニーズに応じた支援が行われるべきという発想は見られなかった。このこともまた、彼らが、個人責任を強調する新自由主義的イデオロギーを内面化している証左であるといえるのではないだろうか。

本研究ではさらに一歩踏み込み、性風俗産業従事者の女性に対する自己責任論を回避するためのロジックを提示した。ヤング（2011=2014）が提唱する第3の道である。すなわち、誰かが社会構造のために不正義の状態に置かれ、それが誰にでも起こり得る状況である時には、すべての人がその不正義に加担しているとする考え方である。これを援用すると、性風俗産業を選ばざるを得なかった人びとの生命と生活に対して、われわれは応答責任を負っているということが導出する。かような主張からは、現在性風俗産業に従事している人びと

が安全に働く権利も、そこから離れた人の生活再建も、双方ともに社会が責任を持って行っていくべきことが浮かび上がってくる。このことはまた、これからの日本の女性支援が向かうべき方向性をも示唆しているものと思われるのである。

注

- (1) 「婦人保護事業廃止論」（戒能・堀 2022：39）は、オイルショック後の福祉見直しの中、婦人保護施設の対象者に「売春歴」有りの女性が激減し、「一般ケース」が増加したことを原因として「婦人保護費」が国庫からの補助金整理の対象になったことを指す。
- (2) セックスワーク論とは、売春および性風俗従事などの「セックスワーク」を労働として認めよとする主張である。「セックスワーク」を犯罪の対象としない、すなわち、セックスワークを取り締まる法律を全廃し関わる誰もが罪に問われない「非犯罪化」を目指している。
- (3) 性の商品化とは、江原（1995）によれば、「男性が女性の身体（性交すること）を金銭によって売買の対象とすること（売買春）や、男性に性的興奮を与えることを目的として女性の裸体像等を売買すること（いわゆるポルノグラフィー）等の現象」（江原 1995：280）としている。売春、ポルノグラフィー、使用済み衣類の売買、援助交際などが例に挙げられる。
- (4) 性の二重基準とは、女性と男性とで社会における性行動に対する評価の基準が異なることである。若尾（2004）は、売春を性的搾取とする婦人保護は女性に貞操義務があることを前提とする議論、セックスワーク論は男性の性的自由が容認されていることを前提とする議論であり、どちらの立場も性の二重基準は是正することができないとしている。
- (5) 反抑圧アプローチ（AOP）は、最終的な目的を当事者とともに起こす社会変革におくアプローチである。AOPにおいてソーシャルワーカーは当事者を抑圧する側に置かれており、その抑圧を避けるために絶えず批判的省察をワーカーに促している。
- (6) 風営法下で経営されているソープランドなどの個室付浴場業では、売春行為が行われる可能性がある。そのような業態でありながら、個室付浴場業は風営法下で公安委員会（事実上は警察）により認可されている。従事する女性と店舗側は雇用契約を結ばない。そのように、彼女らの労働者性は低く位置づけられている。いくなれば性産業に従事する女性は、売防法と風営法の共犯関係によって、労働法制から阻害／周辺化されている状況であるといえよう。

引用文献

- 青山薫（2007）『「セックスワーカー」とは誰か 移住・性労働・人身取引の構造と経験』大月書店。
- Delacoste, F. and Alexander, P., 1987, *Sex work*, Cleis press. (=1993, 角田由紀子・山中登美子・原美奈子・山形浩生『セックス・ワーカー性産業に携わる女性たちの声』現代書館.)
- 江原由美子（2015）「商品としての性—自由意志・身体・ジェンダー—」江原由美子編『性の商品化』勁草書房、279-324。
- 五味百合子（1967）「売春問題の展開」日本社会事業大学編『戦後日本の社会事業』勁草書房、355-371。
- 五味百合子（1973）「売春対策と婦人保護の現状と課題」『ジュリスト 現代の福祉問題』（537）、277-282。
- 五味百合子（1987）「売買春問題をどう捉えるか」『今日の売買春と婦人保護』婦人福祉、6-9。
- 五味百合子（1994）「社会福祉における婦人保護事業」『慈愛寮百年のあゆみ』ドメス出版、423-460。
- 林千代（1995）「社会福祉と婦人保護事業」林千代編/婦人福祉研究会著『現代の売買春と女性一人権としての

- 婦人保護事業をもとめて一』ドメス出版, 187-201.
- 堀千鶴子 (1995) 「婦人保護事業の現状 婦人相談員」林千代編／婦人福祉研究会著『現代の売買春と女性—人権としての婦人保護事業をもとめて一』ドメス出版, 145-156.
- 堀千鶴子 (2008) 「現代の買売春と婦人保護事業」林千代編著『婦人保護事業』50年』ドメス出版, 82-97.
- 戒能民江、堀千鶴子 (2020) 『婦人保護事業から女性支援法へ—困難に直面する女性を支える—』信山社.
- 片居木英人 (1992) 「婦人保護事業の人権理論—「性的自由権の社会権化、その中核的施策」としての把握—」『社会福祉学』33(2), 204-220.
- 片居木英人 (1996) 「売防法40年の理論的到達点と問題点、尊厳原理・性秩序原理分離論」『北方圏生活福祉研究所年報』浅井学園北方圏生活福祉研究所 (2), 1-7.
- 川畑智子 (1999) 「「売春」の禁止と父権性支配」『ソシオロゴス』(23), 38-51.
- 児島亜紀子 (2002) 「誰が「自己決定」するのか—援助者の責任と迷い」古川孝順・岩崎晋也・稲沢公一・児島亜紀子『援助するということ』有斐閣, 210-256.
- 丸山里美 (2021) 「政策の実施場面に見る婦人保護事業の実態とジェンダー規範—ある婦人保護施設の資料から」『福祉社会学研究』18, 35-55.
- 増淵千保美 (2001) 「婦人保護事業の縮小問題と地域福祉の課題」『佛教大學大学院紀要』(29), 287-302.
- 宮台真司編 (1998) 『〈性の自己決定〉原論 援助交際・売買春・子どもの性』紀伊國屋書店.
- 宮本節子 (2012) 「売防法再考—女性の人権を確立するために」杉本貴代栄『フェミニズムと社会福祉政策』ミネルヴァ書房, 90-108.
- 中里見博 (2007) 「ポスト・ジェンダー期の女性の性売買—性に関する人権の再定義—」『社会科学研究』58(2), 39-69.
- 野坂勉 (1975) 「婦人保護における要保護性と処遇問題—売春問題の施行実績を中心に」『大正大学研究紀要』475-492.
- 太田由加里 (1995) 「ひろがる売買春 警察庁の資料から」林千代編／婦人福祉研究会著『現代の売買春と女性—人権としての婦人保護事業をもとめて一』ドメス出版, 145-156.
- 小澤千咲 (2014) 「性産業従事者における心理的脆弱性とその形成プロセス」『心理臨床学研究』32(3), 381-391.
- 佐藤富士郎 (1976) 「婦人福祉の問題点—売春防止法をめぐって—」『中国短期大学紀要』(7), 1-10.
- 多田良子 (2009) 「売春女性の語られ方—1970年代における雑誌記事分析を中心に—」『Proceedings: 格差センシティブな人間発達科学の創成04 公募研究成果論文集』, 1-9.
- 若尾典子 (2004) 「買売春と法制度」浅倉むつ子、戒能民江、若尾典子『フェミニズム法学 生活と法の新しい関係』明石出版, 332-347.
- 山田知子 (1995) 「現代日本における売買春の存立構造—社会福祉の視点から—」『放送大学研究年報』(12), 1-17.
- Young, I. M., 2011, *Responsibility for justice*, Oxford University Press. (=2014, 岡野八代・池田直子訳『正義への責任』岩波書店.)

A critical examination of the discourse of prostitution in Japanese women's support: focusing on “Self-Determination = Self-Responsibility” / “Social Structure”

Ai Takeshi¹⁾, Akiko Kojima²⁾

1) Former Graduate student, Osaka Prefecture University

2) Osaka Metropolitan University

Abstract

This study critically examined how prostitution discourse in social welfare and women's assistance is caught up in the dichotomy between “self-determination/self-responsibility” and “social structure”. The results revealed that social welfare and women's support theorists held a view of prostitution and sex industry engagement that rejected prostitution of free will. Prostitution of self-determination is considered the “self-responsibility” of the parties involved, and in return, the viewpoint that prostitution is a problem of social structure is eliminated. On the other hand, there was no suggestion among the authors that even if the motive for prostitution was curiosity or the desire for entertainment money, if a person was in an urgent situation of sexual exploitation or violence, support should be provided according to his or her needs. This authors pointed out that social welfare and women's support theorists have internalized a “Neo” liberal ideology that emphasizes individual responsibility.

Key Words: prostitution discourse, Japanese women's support, self-responsibility

受付：2024年8月31日

受理：2024年10月31日